

★ News 令和6年分 所得税の確定申告期です!



令和6年分(2024年分)の所得税及び復興特別所得税、消費税並びに贈与税の確定申告期です。所得税の確定申告は、その年の1月1日~12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額と所得税額を計算し、申告・納期限までに税務署に確定申告書を提出して、源泉徴収されていた税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算(納税・還付)する手続です。

【申告・納税の期限は】

- 所得税は **令和7年3月17日(月)まで**
- 個人事業者の消費税は**令和7年3月31日(月)まで**

振替納税の場合

- _____・振替日 令和7年4月23日(水)
- _____・振替日 令和7年4月30日(水)

【確定申告が必要な場合・留意点】

■ 給与所得者で、確定申告が必要な人

多くの給与所得者は、年末調整により所得税の精算が完了するため確定申告をする必要はありませんが、次に該当する場合などは確定申告をする必要があります。

- ① 給与の年間収入金額が、2,000万円を超える人
- ② 1か所から給与を受け、各種所得(給与所得・退職所得を除く)の合計額が20万円を超える人
- ③ 2か所以上から給与を受け、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得・退職所得を除く)との合計額が20万円を超える人

【振替納税】

- ・初回のみ「振替依頼書」を提出。
- ・以後毎年、自動で預金口座から引き落としされる。(預金残高に注意!)
- ・提出期限=申告・納付期限までに提出すれば利用できる。

■ 所得の種類・10種類と留意点

事業所得	商・工業、漁業・農業、自由職業などの自営業から生ずる所得 事業規模で行う、株式等を譲渡したことによる所得や先物取引に係る所得
不動産所得	不動産(土地や建物)などの貸付から生ずる所得 ※事業税の対象になる場合がある。
利子所得	預貯金等の利子・国外で支払われる預金の利子など
配当所得	株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当・投資信託の収益の分配など
給与所得	給与・賃金・賞与など(役員給与・専従者給与も含まれる)
雑所得	公的年金等 — 国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、一定の外国年金など
	業務 — 原稿料・講演料などの報酬、シェアリング・エコノミーなどの副収入による所得
	その他 — 生命保険の年金、暗号資産取引による利益など他の所得に当てはまらない所得 先物取引に係る所得
譲渡所得	ゴルフ会員権や金地金、機械などの資産の譲渡による所得
一時所得	生命保険の一時金、損害保険の満期戻金、賞金など
山林所得	山林(立木)を伐採して譲渡したことなどによる所得
退職所得	退職金、一時恩給、確定拠出年金法による一時払の老齢給付金など

※シェアリング・エコノミー
個人の資産・スキル・時間等をインターネットを介し他者と共有し、利益を得るビジネス

※ 公的年金 → 公的年金に係る雑所得のみで、次の①②の両方に該当する人は、所得税の確定申告は必要ありません。①公的年金の収入金額が400万円以下 ②公的年金以外の所得金額が20万円以下

※ 退職所得 → 「退職所得の受給に関する申告書」を提出し、源泉徴収されている場合は申告不要ですが、確定申告する場合は退職所得を含めて申告。外国企業からで源泉徴収されていない場合は申告が必要。

※ 雑所得 → 報酬や副業による収入は、事業所得に該当する場合(収入規模や社会通念で判定)を除き、雑所得(業務)として確定申告が必要です。還付される税金に付加される還付加算金は、雑所得として申告します。

〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063

